

諮問番号：令和 2 年度(2020 年度)諮問第 4 号

答申番号：令和 2 年度(2020 年度)答申第 5 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

「〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る令和 2 年（2020 年）5 月 3 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人が成年後見人を務める申請対象者（以下「本件申請対象者」という。）は、亡夫を含む位牌・遺影を収めた仏壇（以下「本件仏壇」という。）を受け継いでいるが、本件申請対象者が入院する病院（以下「病院」という。）は、その持込みを認めていない。処分庁が、本件申請対象者は入院中で住居が不要であるとして、本件処分に係る保護申請（以下「本件保護申請」という。）について住宅扶助を認めなかったのは、本件仏壇の廃棄を求めていることに外ならず、憲法第 25 条の「文化的な最低限度の生活」から社会通念上かけ離れており、また、憲法第 20 条の信教の自由を侵害している。

また、本件申請対象者において、成年後見人への報酬（以下「後見人報酬」という。）は「文化的な最低限度の生活」を営むのに不可欠な費用であるが、処分庁は、後見人報酬について考慮していない。

処分庁は、本件申請対象者は資力がないことから、保護が認められなければ本件仏壇を処分せざるを得なくなり、更に後見人報酬の支払ができなくなるという事実を勘案した上で、本件申請対象者の憲法上の最低限度の

権利を実現する義務を負っており、本件処分は明白に憲法違反であるから、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

(1) 住宅費の認定について

処分庁は、本件申請対象者の主治医に対する病状調査等により、本件申請対象者は引き続き6か月以上の入院加療を要し、退院後自宅での独居生活は困難であることを確認し、嘱託医協議を経た上で、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年（1963年）4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4の（1）のエの（ア）の規定に該当しないため、住宅費の認定は不要と判断したものである。

審査請求人は、本件申請対象者が住民票上の住居に本件仏壇を保管していることを理由に、住宅費を支給すべきであると主張しているが、生活保護制度上、仏壇について特に定めた規定はない。そのため、本件仏壇は、局長通知第3の4の（4）に基づく「生活用品」の中の「その他の物品」として保有を認められるものの、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年（1961年）4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第7が「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定する」と規定していることを踏まえれば、本件仏壇の保有に係る費用は、生活保護法による保護の基準（昭和38年（1

963年)4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)により算定された経常的最低生活費において賄うものと解釈することが妥当であると考えられる。

したがって、処分庁は、必要な調査を行った上で住宅費の認定を行わなかったものであり、局長通知に従い適切に処分を行ったものと認められる。

(2) 成年後見人への報酬について

生活保護制度上、後見人報酬について支給する規定はなく、また、収入から控除する規定も存在しない。そのため、本件保護申請において、後見人報酬に要する経費は、次官通知第7の規定により、保護の基準で定められた入院患者の基準生活費において賄うものと解釈することが妥当であると考えられる。

したがって、処分庁が後見人報酬を保護の要否判定において考慮しなかったことは、不当とはいえない。

(3) 保護の要否判定について

処分庁は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)、保護の基準並びに法定受託事務の処理基準である次官通知、局長通知及び生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年(1963年)4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)等に従い、保護の決定に必要な本件申請対象者の収入や資産、病状、生活状況及び扶養義務者の状況等を調査し、その結果を踏まえ、ケース診断会議を開催し、次官通知第10の規定に基づき、本件申請対象者世帯の最低生活費と収入充当額を対比し、保護の要否を検討した上で、適切に本件処分を行っている。

したがって、処分庁が行った本件処分に係る判断や調査方法等が、法の目的及び社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、また、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったとは認められない。

第4 調査審議の経過

令和2年（2020年） 8月18日 審査庁から諮問

9月25日 第1回審議

10月16日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

(1) 要否判定における最低生活費と収入充当額の対比について

次官通知第10では、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること」とされている。

これを本件処分についてみると、処分庁は、保護の基準別表第1の第3章の1に定める入院患者日用品費の規定に基づき、基準額〇〇円に冬季加算〇〇円を加えた〇〇円を基準生活費として算定し、入院費の自己負担額〇〇円に入院時食費〇〇円を加えた〇〇円を医療費として算定した上で、これらの合計額である〇〇円を本件申請対象者世帯に係る最低生活費として認定している。

また、老齢基礎年金の1月当たりの受給額〇〇円から後期高齢者医療保険料〇〇円及び介護保険料〇〇円を控除した額である〇〇円、遺族厚生年金〇〇円並びに年金生活者支援給付金〇〇円の合計額である〇〇円を本件申請対象者世帯に係る収入充当額として認定している。

したがって、処分庁が行った本件処分に係る要否判定においては、収入充当額が最低生活費を上回っていると認められる。

(2) 住宅費の認定について

局長通知第7の4の(1)のエの(ア)では、入院患者がある場合等の住宅費の取扱いについて、「単身の者が、医療機関（略）に入院入所期間中も従来通り住宅費を支出しなければならない生活実態にある場合は、入院入所（入院入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時（略））

後6か月以内に退院退所できる見込みのある場合に限り、入院入所後6か月間を限度として、当該住宅費を認定して差し支えないこと」とされている。

この点、処分庁は、本件申請対象者の主治医に対して行った病状調査等により、本件申請対象者が6か月以上の入院加療を要することを確認し、6か月以内に退院できる見込みがないと判断したために、住宅費を認定しなかったものと認められる。

これに対し、審査請求人は、病院が仏壇の持込みを認めないとしているので、処分庁が本件保護申請について住宅費を認めないことは、本件仏壇の廃棄を求めていることに外ならず、憲法第25条の「文化的な最低限度の生活」から社会通念上かけ離れており、また、憲法第20条の信教の自由を侵害していると主張しているが、住宅費が認められなくても、本件仏壇を保管する方法は他にあるのであるから、審査請求人の主張は、その前提に誤りがあり、採用できない。

よって、本件処分において住宅費を認定しなかった処分庁の判断に、違法又は不当な点はない。

(3) 成年後見人への報酬について

審査請求人は、本件申請対象者が「文化的な最低限度の生活」を営む上で、後見人報酬は不可欠な費用であり、処分庁が本件処分において、後見人報酬を考慮しなかったことは不当であると主張している。

しかしながら、生活保護制度上、後見人報酬について、個別の費目として支給する規定はなく、また、収入から控除する規定もない。そのため、後見人報酬に要する経費についても、次官通知第7の規定により、保護の基準により算定された経常的最低生活費において賄うものと解される。

成年後見制度については、生活保護制度とは別に、国が定める実施要綱に基づき、〇〇を含む多くの市町村において利用支援事業が行われており、法第4条の補足性の原理を考慮すると、生活保護制度において、後見人報酬について個別の費目として支給する規定がないことが違法であるとはいえない。

よって、本件処分において、後見人報酬を最低生活費の算定に含めなかった処分庁の判断は、違法であるとはいえない。

3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 出田孝一

委員 倉田賀世

委員 不動洋子